過重労働による健康障害の防止

長時間の残業など過重な労働が続くと、脳・心臓疾患を発症するリスクが高まることが医学的に知られています。長時間にわたる過重労働の下では、労働者が 疲労を回復することができなくなり、疲労を蓄積してしまうことがあります。

超過勤務が続き1日5時間程度しか睡眠をとらない場合や長期間にわたり休日 労働を行う場合は、まさに「過重労働」となり、過重労働による健康障害は、「過 労死」となって、くも膜下出血などの「脳血管疾患」や心筋梗塞・心室細動など の「心臓疾患」となって発症する危険があります。

脳・心臓疾患に関する労災補償状況は、全国的にも請求件数が 900 件弱、支給決定件数が 300 件強と高止まりの状況にありますが、当署においても、毎年、脳・心臓疾患による労災請求があり、支給決定している状況にあります。過重労働になるかどうかの目安は、時間外労働・休日労働の超過勤務時間が 1 ヶ月 80時間を超えるかどうかが一つの目安になります。

働く人の健康を守る、過重労働による健康障害を防止するために、安全衛生委員会や労使協議の場などを活用し、労使が協力して自主的な取り組みを行うようお願いします。

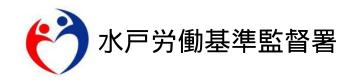
厚生労働省では、「過重労働による健康障害防止対策」を策定し、安全衛生委員会の活用、過重労働対策推進計画の作成、健康診断の事後措置、1ヶ月80時間を超える長時間労働等疲労蓄積の認めらた労働者に対する医師による面接指導の実施など事業場の健康確保対策の向上に努めています。詳しくはパンフレットがありますのでご覧ください。

- ・「労働者の健康を守るために~過重労働による健康障害防止対策~」
- ・「過重労働による健康障害を防ぐために」
- ・「労働者の疲労蓄積度チェックリスト」

www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/anzen/index.html (安全衛生関係リーフレット一覧 厚生労働省)

なお、過重労働による健康障害に関する労災保険支給決定を行った場合は、併せて、労働時間等管理面に問題がなかったどうか調査も行っています。

参考として、本年 10 月に水戸地方検察庁に書類送検した事案のプレス発表文を添付します。



Press Release

水戸労働基準監督署発表 平成 24 年 10 月 1 日

水戸労働基準監督署

次 長 谷 渉 第一方面主任監督官 関 英之 (電話)029-226-2237

従業員の「過労死」事案で和菓子製造業者を書類送検

~13ヶ月間で休日を3日しか与えず~

水戸労働基準監督署(署長 関眞人)は、本日、株式会社 製菓と同社代表取締役会長A(男性 69 歳)及び同社代表取締役社長B(女性 54 歳)をそれぞれ、労働基準法違反の疑いで水戸地方検察庁に書類送検した。

1 事件の概要

平成23年9月1日に株式会社 製菓の労働者Cが、心室細動により死亡し、遺族である妻から当署に対して労災保険請求がなされたが、時間外労働・休日労働に関する協定の届出が当署になく、労働基準法違反の疑いが持たれた。

捜査の結果、労働基準法第36条に基づく休日労働に関する協定の届出がないのにもかかわらず、平成22年8月1日から平成23年8月31日までの13ヶ月間、労働者C(男性30歳)に対し、3日しか休日を与えず、延べ53回の休日労働をさせたことが認められたものである。

2 被疑者

(1)株式会社 製菓

 本社所在地
 茨城県
 市

 事業内容
 和菓子製造販売業

(2)代表取締役会長 男性 69 歳 (3)代表取締役社長 女性 54 歳

3 被疑条文

・上記2の(1)法人について

労働基準法第35条第1項(休日)

同 法第 119 条第 1 号(罰条)

同 法第 121 条第 1 項(両罰規定)

・上記2の(2)及び(3)について

労働基準法第35条第1項(休日)

同 法第 119 条第 1 号(罰条)

4 事件の背景等

会社側は、労働者Cが、製造本部長の職にあり、労働基準法第41条第2号に規定する「管理監督者」に該当すると抗弁しているが、当署は、関係者からの供述及び関係証拠により、労働者Cは、労働基準法第41条第2号に規定する「管理監督者」に該当しないとして、書類送検した。

茨城労働局が発表した「平成23年度茨城県内における脳・心臓疾患及び精神障害等に関する労災補償状況について」によれば、過労死等脳・心臓疾患に関する労災請求件数は22件であり、前年度に比べ12件(120%)増加し、ここ5年間で最高となっている。また、全国的にも過労死等脳・心臓疾患に関する労災請求件数は898件で、前年度に比べ96件の増加と高止まりの状況が続いており、「過労死」は社会的問題であり、労働基準行政も行政上の重点課題として取り組んでいる。働くことにより労働者が健康を損なうことはあってはならないものであり、労働者が疲労を回復できないような長時間にわたる過重労働を排除していくとともに、労働者に疲労の蓄積を生じさせないようにするため、労働者の健康管理に係る措置を適切に実施するよう行政指導を行っている。併せて、「過労死」を発生させた事業場の法令違反については、今後とも、司法処分等厳正に対処していくこととしている。